

北海道函館市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和3年12月1日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催してきております（別紙参照）。

このたび、北海道事務所では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日時等 令和3年12月7日（火）
1時限目 8：50～9：40
- 2 場 所 函館大学付属柏稜高等学校
北海道函館市柏木町1番34号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局北海道事務所職員
- 4 対象者 函館大学付属柏稜高等学校
商業科 1年生 22名
- 5 内 容 市場経済の仕組み、独占禁止法の役割及び公正取引委員会の活動等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和3年12月6日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、マスク着用、手指消毒を実施の上、生徒は三密を避けて着席し、実施いたします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課
	電話 011-231-6300（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

独占禁止法教室（出前授業）の御案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を学校の授業へ講師として派遣し、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業では、生徒が企業経営者の立場になって、ライバル企業よりも多くの消費者に商品等を販売できるような販売方法を考え、競争の必要性を学ぶシミュレーションをしたり、学習指導要領に準拠して作成した副教材や身近な事例などを用いて分かりやすく説明したりします。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

ステップ1：キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性等を総合的に理解する。



ステップ2：シミュレーションゲーム

仮想電気街を設定し、販売店の立場に立って、販売店が価格競争やサービス競争等によって多くの消費者を獲得することを目指すシミュレーションを行い、競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解する。



ステップ3：身近な事例紹介

身近な商品・サービス等について、「カルテル」などの独占禁止法違反行為事例を紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高める。



近年の独占禁止法教室の開催状況（全国）

（単位：回）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 （4月～9月）
中学校	61	57	29	2
高校	54	56	9	4
大学等	121	120	96	57
計	236	233	134	63